

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十六年四月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス久世店

所在地 真庭市久世字花蔵二九三五番地一

2 届出者の氏名及び住所

(1) 氏名 藤田 清博

住所 真庭市鍋屋一〇六番地七

(2) 氏名 藤田 桂吾

住所 真庭市鍋屋一〇六番地七

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

大規模小売店の店舗面積の合計

（変更前）千三百六十平方メートル

（変更後）千六百八平方メートル

4 変更年月日

平成二十六年十一月二十九日

二 届出年月日

平成二十六年三月二十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十六年四月十八日から同年八月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び真庭市産業観光部商工観光課